

2017年3月11日
子どもの日本語教育研究会 パネルセッション2
「日本語指導を担当する加配教員の役割と可能性」

日本語指導担当教員に期待すること

文部科学省初等中等教育局国際教育課
主任学校教育官(国際教育担当)
齋藤 潔



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等

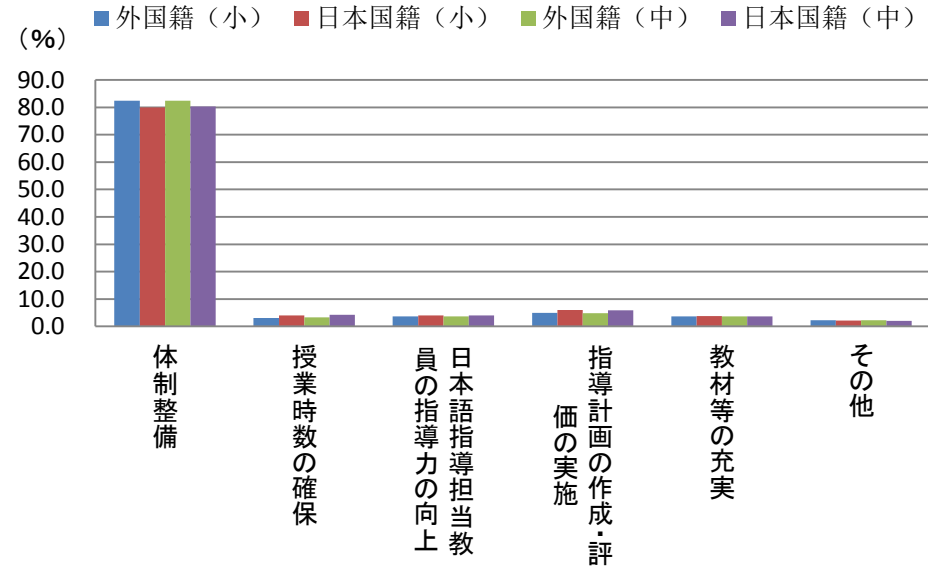
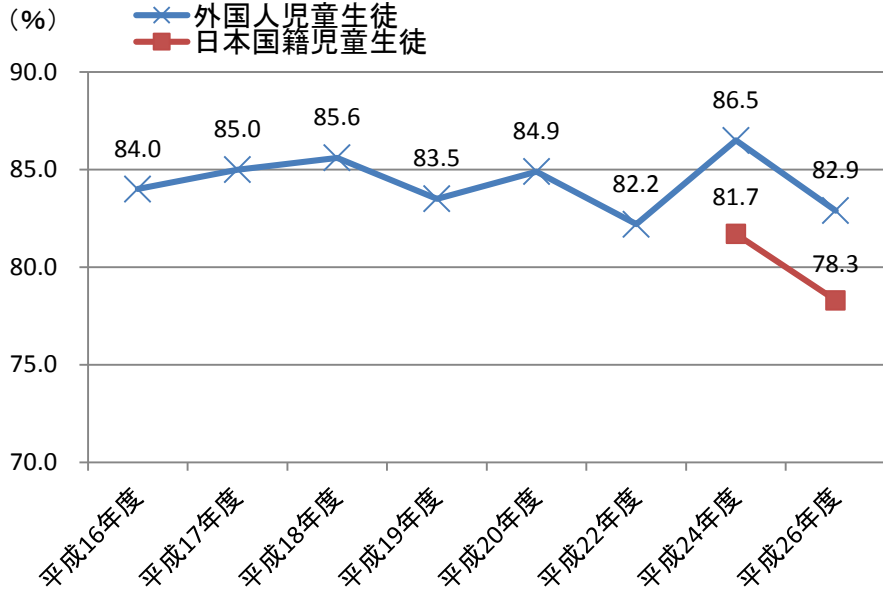
個別の指導計画 参考様式（指導に関する記録）

フリガナ 児童名	()年	作成者	作成日	年 月 日	更新日	年 月 日	
日本語力	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な文型で構成された2～3文の会話を、ゆっくりとした速さなら聞いて理解できる。 ・理解できる言葉であっても、自分で話したり書いたりできる内容は限定的である。 <p>※児童生徒の日本語の力を、「話す、読む、書く、聴く」の4技能、あるいは①会話力(主として単語での発話か、単語を幾つくらいつけて話しているか、どの程度の文が聞き取れているかなど。)②文字の習得度(ひらがな・カタカナ・漢字が何年生程度かなど)③読解作文の力(単文レベルか、重文・複文まで可能か、それらで構成された文章はどのような内容まで理解できるかなど)などの視点から記入する。</p>						
指導目標	<p>【初期の後期段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①日本語で学校生活に参加するために必要な文字や文など、基礎的な日本語の力を育てる。 ②日本の学校生活や社会生活において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。 <p>※一例として、「日本語の能力に応じた指導プログラム例」(※注)の「大目標」等が考えられる。</p>						
指導計画							
「特別の教育課程」による日本語指導	月	4	5	6	7	8	
	段階	初期の後期段階					※一例として、「日本語の能力に応じた指導プログラム例」(※注)の「日本語の学習段階」等が考えられる。
	日本語学習内容	①日本語の基礎学習					
		②技能別の日本語学習		②技能別の日本語学習			
		③日本語と教科の統合学習		③日本語と教科の統合学習			
	※8月に計画を見直して記載する。		④教科の補習			※「外国人児童生徒の受入れの手引き」(文部科学省)p26～の「日本語指導のプログラム」等が考えられる。	
指導計画	<p>【前期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①基本的な文型や語彙を使って会話ができるようにする。 ②平易な文で構成された、ある程度まとまった内容の文章を読んで理解できるようにする。 ③教科書を簡単な日本語に書き換えたもので在籍学級の授業の予習を中心に行う。 <p>【後期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③算数・理科はなるべく教科書を使い、学習活動に必要な重要表現を取り上げて指導する。 ④未習事項が多いので、在籍学級の学習に関係する内容から補う。 <p>※上の表で示した「日本語学習内容」の内容別に記入することが考えられる。 各教育委員会等で独自の「学習段階」「学習内容」を設定している場合は、それに基づいて記入する。 ※一例として、「学習目標例」(※注)を参考に計画すること等が考えられる。</p>						
指導者	〇〇巡回指導員						
指導場所	〇〇ルーム			指導時数	週4時間		
上記以外の指導等	社会科は週2時間(在籍学級)でTT指導。 毎週土曜日、国際交流協会が開催する日本語教室へ参加。						
指導内容・方法に関する評価及び学習状況の評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲はあるが、教科に関する未習事項が多く、授業内容に対応しきれていない。 ・関心のある分野であれば、ある程度まとまった文章を理解できるようになった。 ・表現することに苦手意識があるようなので、発言や作文がしやすいような支援方法を検討する必要がある。 <p>※どのような指導をした結果、どのような習得結果となったかについて記入する。 今後に向けて、どのような指導をしていくとよいかなどの参考になることを記入しておくことと次年度の指導につなげることができる。</p>						

「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等

【日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合】

【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組
—市町村教育委員会—



【上記児童生徒のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の割合（平成26年5月1日現在）】

学校種	外国人児童生徒		日本国籍の児童生徒	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数割合	26.7%	22.9%	20.9%	18.9%
実施学校数	650校／3,185校	291校／1,536校	339校／1,692校	109校／558校

※中等教育学校と特別支援学校については、義務教育段階の内訳を調査していないため、小学校・中学校分のみ示している。

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

【義務教育費国庫負担金】 平成29年度予算案:1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減
 ・教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲ 88億円
 ・教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円

- **今通常国会に義務標準法改正案を提出。**平成29年度～38年度の10年間で、加配定数(平成28年度約6万4千人)の約3割を基礎定数化。これにより、
 - － 地方自治体による、教職員の安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与。
 - － 発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導(通級による指導)や、日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実。
- 加配定数の増(395人)により、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実。

基礎定数 (学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)
+473人 (少子化等に伴う定数減▲4,150人)

10年間で段階的に実施

- **障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実 +602人**
 - － 1対13(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5*)
 - － 加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
 - ※基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として ▲150人
- **外国人児童生徒等教育の充実 +47人**
 - － 1対18(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5*)
 - － 加えて、散在地域の対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
- **初任者研修体制の充実 +75人**
 - － 1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1*)
 - (※いずれも平成28年度推計値)
- **指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(**)**
 - － 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。
 - (**児童生徒数の減少に伴う減)

義務標準法の改正により追加

基礎定数化

加配定数 (政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。)
+395人

特別支援教育	—
児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人
研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保
養護教諭、栄養教諭等	+10人 +10人
事務職員	+50人 (共同学校事務室等、共同事務実施体制の強化)
指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人

給与関係:土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当(4時間程度)を3,000円→3,600円等(予算総額±0円)

外国人児童生徒等教育の基本的な考え方

（学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議 平成28年6月）

- **多文化共生・異文化理解に基づく教育**の必要性と外国人児童生徒等教育の重要性
- 学校教育を通じた**円滑な社会への適応、経済的・社会的自立、グローバル人材育成**
- **国・自治体・学校・地域のNPOや大学等の適切な役割分担・連携**による指導・支援体制の構築
- 多様化する**児童生徒に応じたきめ細かな指導**、日本語指導、適応指導、学力保障等の総合的な指導の必要性
- 外国人児童生徒等の**ライフコースの視点に立った体系的・継続的な支援、ロールモデルの提示**
- 教員養成・研修を通じた**外国人児童生徒等教育を担う人材育成**

主な提言事項

<p>1. 外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「<u>拠点校</u>」等の事例・モデルの把握・普及。特に散在地域において、「<u>拠点校</u>」等を中心とした広域の指導・支援体制の構築を一層促進 ◆ 日本語指導・教科指導・生活指導・支援員のコーディネート等の役割を果たす、<u>外国人児童生徒等教育を担当する教員の配置の拡充</u> ◆ 日本語指導支援員や母語による支援員となり得る地域の<u>人材ネットワーク形成を促進</u> ◆ 地域のNPO、大学、社会教育、福祉等の関係機関との<u>連携・協働の促進</u>
<p>2. 外国人児童生徒等教育に携わる教員・支援員等の養成・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修のモデル・プログラムの開発・普及 ◆ 初任者研修・十年研修・免許状更新講習等における外国人児童生徒等教育に関連する研修内容の充実 ◆ 教職大学院等と連携した現職教員の専門性養成のための研修プログラム（履修証明等）の構築を促進 ◆ 日本語指導や母語による支援を行う支援員に対し、<u>学齢期の児童生徒の日本語・教科・生活指導上の基礎知識に関する研修機会の充実</u>
<p>3. 外国人児童生徒等教育における指導内容の改善・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 専門的知識が十分でない学校・教員が「<u>JSLカリキュラム※</u>」による指導を行うため、<u>指針、手引き、教材等の必要な情報をパッケージとして提示</u> ◆ <u>中学・高校段階における指導内容の検討</u>（母語を介した教科指導、学び直しのための日本語・教科指導） ◆ 各学校で開発・蓄積された教材の共有・活用の促進（教材検索サイト「<u>かすたねっと</u>」の機能改善・強化）
<p>4. 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>幼稚園・保育園等との連携による就学前からの日本語初期指導</u>（プレスクール）等の取組推進 ◆ <u>企業等と連携した外国人児童生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ</u>等の取組の推進 ◆ 外国人児童生徒等が多数在籍の小・中学校において<u>イマージョン教育の検討等</u>、外国人児童生徒等の個性を伸長するための特例的な学校の推進 ◆ <u>SGHを活用した外国語による授業等によるグローバルリーダー育成のモデル校の推進</u>

※日本語を第二言語とする児童生徒に対し、日本語と教科の統合的指導を取り出しで行い、授業に参加できる力を育成することを目的とするモデル・プログラム

外国人児童生徒等教育に携わる教員の役割

※「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」より抜粋

【外国人児童生徒等教育の担当教員】

- 学校において外国人児童生徒等教育を担当する教員には、日本語能力に応じた日本語指導や教科指導、児童生徒の母国の文化的背景や家庭環境等を踏まえた生活指導、個々の児童生徒の状況に応じた指導計画の策定、学級担任(教科担任)や日本語指導支援員や母語支援員等との指導内容に関するコーディネート等の様々な役割を果たすことが求められる。
- 「特別の教育課程」を編成・実施するにあたり、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を策定し、学習評価を行うことが求められている。
- 「特別の教育課程」を導入し、取り出しによる日本語と教科の統合的指導を行う場合、指導内容や児童生徒の目標達成状況について、在籍学級の担任教員と取り出し指導を行う外国人児童生徒等教育担当教員の連携を図ることが重要である。

【在籍学級の教員】

- また、「特別の教育課程」を導入した後も、日本語指導が必要な児童生徒が大半の時間を過ごすこととなる在籍学級における学習においては、例えば、教員が児童生徒の日本語能力等を踏まえ、指導方法の配慮(ゆっくり、はっきり話す、児童生徒の日本語による発言を促す等)、使用教材の配慮(絵や図などの視覚的支援の活用、学習目的や流れが分かるワークシートの活用等)、指導計画上の配慮(個々の児童の日本語習得状況、学習理解度等の把握等)などの指導上の配慮を行っている事例が見られるところである。

【学校管理職】

- なお、学校における外国人児童生徒等教育は、時として、指導を担当する個々の教員の問題と捉えられがちであるが、実際には、在籍学級の学級担任(教科担任)、支援員、管理職に加え、全ての教職員が協働して取り組む課題であることから、校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップが求められる。

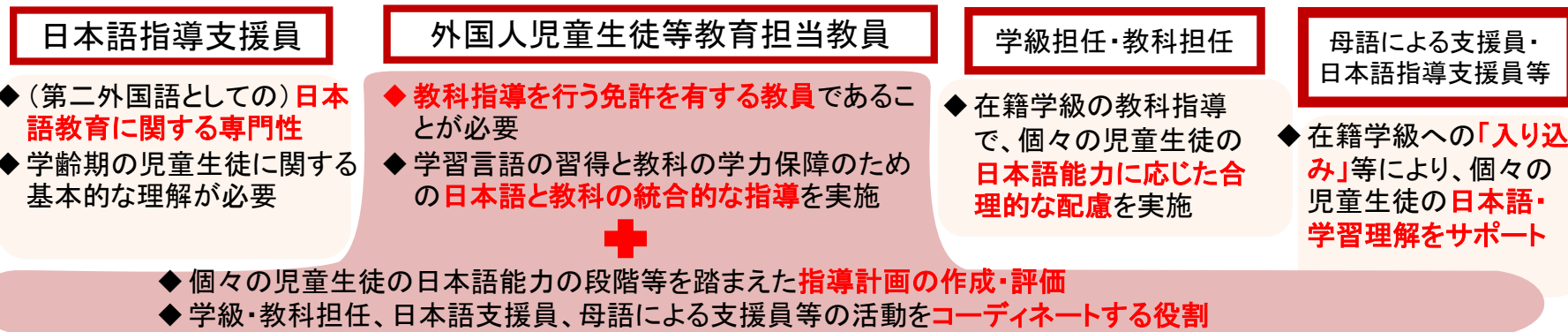
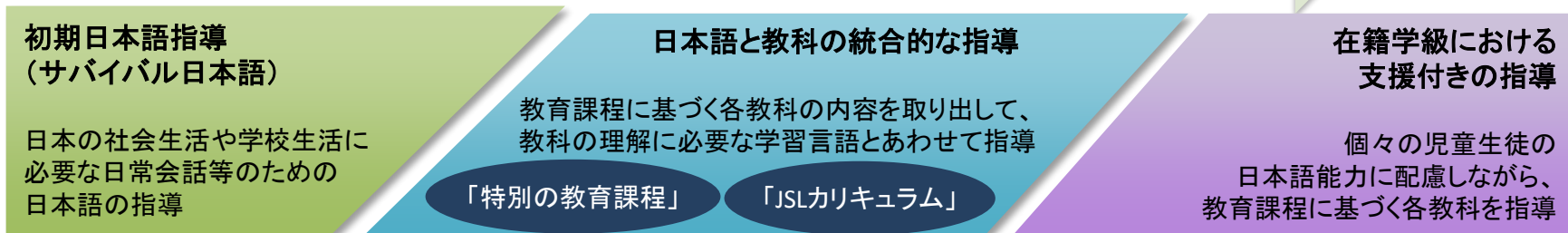
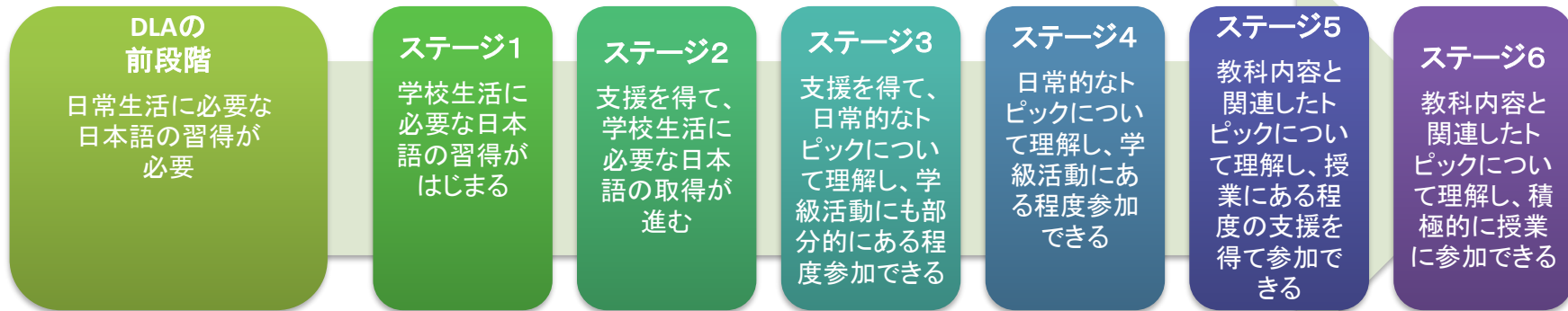
日本語能力に応じた指導方法と求められる指導者

「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント (DLA)」 JSL評価参照枠<全体

児童生徒の日本語能力の段階

必要な指導方法・指導内容

必要となる指導者



学校管理職

- ◆ 校務分掌の決定 (外国人児童生徒等担当教員の役割の明確化 等)
- ◆ 教育課程の編成 (「特別の教育課程」の教育計画への位置づけ 等)
- ◆ 研修機会の付与 等

外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業

(「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」の一部)

平成29年度予算額(案): 11百万円

背景

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が近年急増(H26現在で約3万7千人)、児童生徒の状況も多様化
- 個々の児童生徒のニーズに応じたきめ細やかな指導を行うため、外国人児童生徒等への日本語指導・教科指導・生活指導等を担当する教員の養成課程・現職研修の充実が必要
- 日本語教育の専門性を生かして教員をサポートする日本語指導支援員が、学校における指導に関する基礎的な知識を習得するための研修機会の充実が必要

学校における外国人児童生徒等教育を担う教員等の専門的能力の育成のため、
教員養成学部等の課程・現職教員研修を通じた体系的なモデルプログラムを開発

【実施方法】 大学等の研究機関に委託

(1)外国人児童生徒等教育を担う教員・支援員に
求められる資質・能力及び教育内容の検討

- 教員養成系大学・教育委員会等における既存の日本語教育等関係科目・研修講座等の実態を把握
- 専門家による検討会を実施し、外国人児童生徒等を担う教員・支援員に求められる資質・能力及び教育内容の検討
- 日本語教育学会等の専門家との連携

(2)教員養成系学部等の課程・現職教員研修を通じた
体系的なモデルプログラムの開発

- 地域の教員養成系大学・教職大学院と教育委員会が連携した現職教員研修プログラム
- 教員養成段階におけるモデルプログラム
- 日本語指導支援員が学校における指導に必要な知識を習得するための研修プログラム

モデルプログラムの実践、評価分析を通じ、成果の普及促進を図る